



若者のパワーと知恵を活かして  
みんなが住みたいこれからの富山を創りませんか？

平成29年度

# 若者発！ 富山の社会福祉 実践事業を 募集します



平成29年4月27日(木)～5月29日(月) 17:00必着

**応募資格** 富山県内在住者又は出身者を含む若者グループ  
(またはグループ結成予定者)  
※代表者及び中心構成メンバーが概ね18歳から40歳程度

**助成対象事業** 若者が新たに、かつ、主体的に取り組む社会福祉に資する  
次のテーマに基づく事業

- (1) 子ども・子育て支援事業  
子育てネットワーク活動、子どもの文化・社会・自然体験活動 等
- (2) 高齢者・障害者支援など富山県の医療・福祉の課題に取り組む事業  
高齢者世帯の買い物支援、介護施設・障害者施設・病院での交流活動 等
- (3) 青少年の健全育成事業  
社会環境の浄化、青少年の非行防止 等
- (4) その他、県民の福祉向上に資すると認められる事業

**助成限度額** 20万円(採択予定数：8件程度)  
※助成対象経費が交付決定額を下回る場合は助成対象経費を上限とします。

**応募・お問合せ先** 青少年育成富山県民会議事務局(富山県厚生部子ども支援課内)  
〒930-8501 富山市新総曲輪1-7 TEL: 076-444-3136 FAX: 076-444-3493  
E-mail: seishonen@esp.pref.toyama.lg.jp URL [http://www.pref.toyama.jp/cms\\_sec/1201/](http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1201/)

若者が新たに取り組む  
富山県の社会福祉に資する  
活動を募集しています

詳細は富山県子ども支援課  
ホームページでご確認ください!

募集要領、応募書類等も  
こちらからダウンロード  
できます。



# 平成29年度 若者発!富山の社会福祉実践事業 募集について

## 1 趣旨

若者が新たに取り組む富山県の社会福祉に資する活動を支援することで、自助・共助・公助の「共助」において若者のパワーと知恵を活かした取組みによる社会的課題の解決を目指します。

- ・同一団体からの応募は、1件までとすること。
- ・企業等の営利団体との共催は認めない（実質的に応募団体の構成員となっている場合等を含む）。
- ・事業名には「若者発!富山の社会福祉実践事業」の名称を冠すること。

## 2 助成対象事業実施期間

交付決定日から平成30年2月末日までの間  
※審査結果の通知は6月下旬の予定です。

## 3 助成対象経費

助成金の交付を受けるためには、審査結果の通知後、改めて助成金の交付申請書を提出し、交付決定を受ける必要があります。助成の対象となる経費の範囲は、交付決定日以降にかかる、事業の実施に直接必要な経費とします。

なお、交付決定日より前も含めて、当該事業実施にかかる全ての支出証拠書類（請求明細、領収書等）を保管するものとし、支出証拠書類を紛失した場合は、助成対象経費や、事業実施にかかる経費として計上できないものとなります。

※詳細は募集要領、助成対象企画となった方に後日送付する案内等をご確認ください。

## 4 応募にあたっての留意事項

- ・1度限りのイベント実施ではなく、継続的に実施する活動であること（取組みの一環としてイベントを実施することは可）。また、助成終了後も継続して事業に取り組む予定であること。
- ・若者ならではのパワーと知恵を活かした新たな取組みであること（従来から継続して実施している事業ではないこと）。
- ・別に当助成事業以外の補助を受ける事業ではないこと。なお、国、県、市町村、公的団体等の補助制度の対象となる場合は、その補助を優先して活用することとし、当助成事業の対象とはならない。
- ・過去に、青少年育成富山県民会議からの助成（みらい創生等若者チャレンジ事業、新幹線開業等若者チャレンジ事業、元気とやま創造実践事業 等）を受けた団体（実質的に同一団体とみなされる場合を含む）においては、過去の採択回数が2回以下で過去の助成事業と異なる取組みを行う場合は応募することができる。

## 5 応募方法

### (1) 応募書類

① 応募用紙（様式は、県子ども支援課ホームページ（[http://www.pref.toyama.jp/cms\\_sec/1201/](http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1201/)）からダウンロードしてください。）

※事業内容の参考資料を添付する場合は、A4用紙4ページ以内

② 団体構成員名簿（構成員の氏名、生年月日、住所を記載）

### (2) 提出方法

郵送又はEメールにより青少年育成富山県民会議事務局へ提出してください。

## 6 審査

- ・応募書類をもとに、青年団体関係者等で構成する「審査委員会」（6月24日（土）実施予定、応募者によるプレゼンテーションあり）で決定します。なお、必要に応じて、事前に書類選考を行う場合があります。
- ・審査結果は応募者へ審査委員会終了後2週間以内に書面で通知します。
- ・助成額等に条件を付ける場合があります。

## 7 交流活動の実施

- ・事業の質の向上や助成事業者の交流を図るため、助成事業者が一堂に会し、各事業の取組状況について報告する定期報告会を開催しますので、助成事業者は必ず参加してください（平成29年8月5日（土）、平成30年3月中旬予定）。また、各助成事業者の取組状況についてはメール等で随時、助成事業者同士の情報交換を行うものとします。
- ・事業の実績資料等を県のホームページに掲載する場合があります。
- ・そのほか、富山県、青少年育成富山県民会議が主催する行事等で取組内容の報告を依頼する場合があります。